

令和2年6月25日

第6回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第6回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和2年6月25日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時25分				閉会の日時	午後2時20分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主事 加藤正則				

開会 午後 1時25分

○局長（大熊和夫君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻前でございますが、おそろいですので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、まず、柳田職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。職務代理の柳田です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

梅雨に入りまして、不安定な天気が続いているわけでございますけれども、皆さん、コロナウイルスに十分注意いただきながらご活躍をいただいていると思っております。そういうことで、今後につきましても十分気をつけ、ご活躍をいただければと思います。

それでは、これより令和2年第6回加須市農業委員会総会を開会いたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当に何となくコロナウイルスの関係で、出るのがおっくうかなという分も多少あります。1か月ぶりにこの地に来てみますと、田んぼのほうも緑が鮮やかになっておりまして、農作業が順調に進んでいる、そのような感じがするわけでございます。

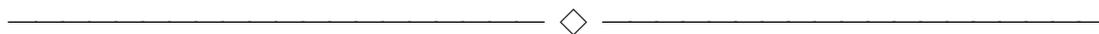
梅雨に入りまして本当に、一段落した方もおると思うんですけども、最後の追い込みを、半夏期に向けて働くという、頑張るという人も多いかと思いますけれども、その中にありまして、皆さん方には貴重なお時間を総会に出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

現実的にはコロナウイルスがいまいち終息しない、世界的にはまだどんどん増加しているというような状況にありまして、会議の在り方についても、オンライン会議なんていうものも流行ってるというか、そういう現状でございますけれども、この農業委員会におきましては、いろんな確認の作業がございますので、皆さんと一堂に会してやるということが有効かなという気がします。

今回に至りましては、今まで最適化の推進委員さんには2回ほど出席がかなわなかったということで、今回は案件に関わりのある推進委員さんにおかれましては出席をお願いしたということでございますけれども、徐々に全員の出席の下この総会が行われることを念願するところでございます。

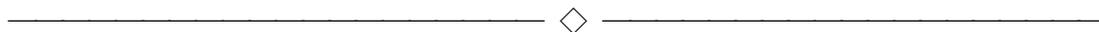
皆さんにおきましては、これからだんだん暑くなりますけれども、お体のほう十分ご留意いただきまして、農作業に励むとともに、この農業委員会の活動に関しましてもご尽力を賜るよう切にお願い申し上げ、言葉整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。慎重審議よろしくお願い申し上げます。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



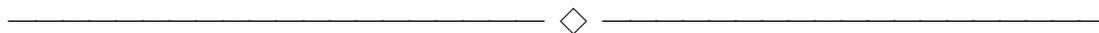
◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、委員総数15名、こちら15名全員の委員さんに出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



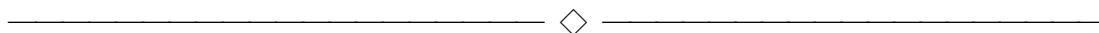
○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降の進行は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしく願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願い申し上げます。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

7番 佐久間 尉 匡 委員

8番 松 村 文 夫 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前、1件の取下願が提出されております。本日の議案第2号で、議案書1ページの1番の種足地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告申し上げます。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

6月15日に、峰岸推進委員と現地調査をいたしました。譲受人 さんの夫の
さんと譲渡人 さん、息子の さんが立ち会われ、説明を受けました。

さんは農機具店を営みつつ、農業にも積極的に取り組んでおられて、現在、230a程度稲作をしているものです。農業委員会の手続きも進める予定とのこととあります。将来は500aぐらいに拡大したいと考えているようなことから、この申請については問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番及び3番の北川辺地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。3条の2番、3番はお互いの農地の交換でございますので、関連がございますので一括にてご説明いたします。また、それぞれ必要添付書類が整えられております。

双方の申請人は、双方の申請地の隣接地を所有耕作しており、申請地も双方が3条の貸借権で既に耕作をしております。

双方の申請人は、現在、交換したような状態で効率的に耕作もしており、特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

6月14日、推進委員の石川さんと現地確認及び聞き取りをいたしました。さん宅に行きまして、聞き取りをいたしました。長年、相対で作付けしていた土地を今回、交換ということで話がまとまり、申請となりました。許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、小倉でございますので、私のほうから、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

6月13日、高橋、細谷両推進委員さんとともに、譲受人の さん宅を訪ね、お話を伺ってまいりました。現地は、 さんの土地は中間管理事業には入っていないんですけれども、現在、 さんが作付けをされており、 さんは前々から農地を手放したいということで、 さんとの間にお話がまとまったようでございます。何ら問題なしと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

2番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の5ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、申請人が農業用倉庫を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）でございますが、軽微変更されており、青地でありながら、農業用に限り農転の申請が可能となります。

農業用倉庫の建築に関して市担当課に確認したところ、適合証明が同時申請されており、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われ
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

6月24日、推進委員の町田さんと現地調査に行ってきました。そのとき、問題はないと思いました。審議のほどよろしく願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の6ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

6月20日の日に、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、ここは地図を見ますと、現地の斜め、さんというお宅があるんですけども、これは申請者の譲渡人のさんの実家でありまして、この土地につきまして、建売を建てたいという方がやったそうです。ということで、2年前にお父さんが亡くなり、そこを相続したわけですけども、管理もちょっとできないという形で、この売買に至ったようでございます。何ら問題なく、周囲につきましても住宅街という形で、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の 7 ページ及び土地利用計画図の 5 - 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番(佐久間尉匡君) 7 番、佐久間です。

6 月 1 4 日、推進委員の小山さんと 2 人で現地確認及び譲渡人の さん、
さんから話を伺ってきました。現地はですね、昨年まで米を作ってるような感じでした。

さんに話を聞きましたところですね、近所の農家の人に、ただでいいから米を作ってほしいということで、長年にわたりお願いしてきたんですけれども、本人も 8 0 歳を過ぎてるってということで、返されてしまってはね、 さんも大変ですし、周りも建売住宅が多く建っておりますので、 さんと相談した結果ですね、今回申請になったということで、2 種農地ということもあり、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく6月14日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに譲渡人の さんにお話を伺ってまいりました。これはですね、位置図を見ていただきますと分かりますとおり、先ほど申請のあったすぐ隣の田んぼでございまして、 さんは幾らかお米は作ってるんですけれども、この申請地の600㎡ということですので中途半端ですし、同じような条件で何ていうんですか、売ってしまったほうがいいかなということで今回の申請になったそうです。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番及び5番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 5条の4番、5番は譲受人が同一で、転用目的も太陽光発電事業及び関連したものであるため、一括にてご説明いたします。

位置図の9ページ及び10ページ、それから土地利用計画図の5-4、5-5をご覧ください

さい。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置、また、その管理用駐車スペースを確保するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられています。

今回の案件の隣接地は、平成31年4月に太陽光発電施設で約2.5haを許可したのですが、同時期に事業を着工するものと思われます。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、同事業のための管理用駐車スペースとなっております。現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じくですね、6月14日、推進委員の小山さんと2人で現地確認及び、まず譲渡人ですね、
さんのお宅にお伺いしました。1年ほど前に、この辺2.5haということで太陽光の申請があったんですけども、そのときは返事をしなかったんですけども、ほとんどの方がね、売ってしまったということで、後継者もいないため今回の申請になったということでした。

また、もう1件の
さんですね。こちら、そのときはちょっとあんまり返事しなかったんですけども、高齢のため、後継者もいないので、道の際なので使い道はあるかと思うんですけども、買ってくれるんだったらいいですよということで、今回の運びになったということですが、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

5番の案件についての104-1の61㎡、これ駐車にするという形ですけども、この地図によりますと、隣101ですか、これちょっと地図の表示がないけれども、現状はどうなってるんですかね。かなり小さいようなんですけどね、今回の申請地は。その辺、説明あれば伺いたいと思うんです、よろしく願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

全体的に、もうこの辺草ぼうぼうで、何も作付けはされていないような感じですね、何て説明したらいいのか。ちょうど面積的にも61㎡ということですから、駐車場的にはちょうどいいのかなということ判断したわけなんですけれども、よろしく願いいたします。

○事務局（正能 光君） あと、事務局からですけれども、平成31年の4月12日にですね、許可したわけなんですけれども、それと要するに隣接してまして、今回61㎡ということで、管理用の駐車スペースということで申請が上がってきたので、妥当かなということで申請を受けたわけでございます。

以上です。

○2番（江川芳夫君） じゃ、101はもう、これは太陽光発電の施設になってるということですね、101番地。あと、その下の99-2もそうなんだけれども、今の104-1に隣接する農地、これ全部農地じゃないんでしょ。

何聞くかという、この配置図、配置図を見ると、この106、104-1に、隣は水路って書いてあるんだね、道路じゃないんだよね。

（「道路」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） 公図上、これは道路かな。これ水路であって、道路は付いてないのかと、公図上ね、公図上の道路がない。どういうふうに設置をするのかなって。ですから、101はもう既に開発済みでね、敷地拡張みたいいつまでの許可なるからそうなのかなって。これ単独に出たもんだから、道路に接続するのか、その辺を聞きたかった。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） そうですね。ごめんなさい。位置図に、案内図に、そうですね、ここはもう農転済みって書いたほうがいいですね、すいません。

（発言する人あり）

○事務局（小川修一君） そうですね。資料のほう不足して申し訳ありません。5-5の公図でいうと、100と101とか、東側っていうんですか、図面から向かって右側は、先ほど佐久間委員さんもおっしゃったとおり、2ha超えの太陽光で許可済みって形です。しかしながら、まだですね、事業そのものは完了していません。まだ整地っていう形になっていると思います。ちょっと草生えているんでしょうけれども、そういう状況で、104-1も事業用地、31年の4月に許可した事業用地に接して、今回、駐車場ということで、なってます。

5条の4番も、接した形で27番地、29番地がありますけれども、こちらも接した形で、事業用地として一体利用だと。接道も以前許可したもので、新川沿いの道路から出入りするような形になってます。

以上です。

○2番（江川芳夫君） だから、104の、その101というのは既に許可になった土地ということですね。その隣、今回の申請の隣は水路って書いてある。さっき聞いたら、騎西領用水路の敷地、こういうことで管理用道路があるということなんですね。この図面見たものだとね、接道もしてないのに、駐車場にどこから入ってくるってことになっちゃうから、本当その辺、これを書いておかないと説明にね。その辺を、ちゃんと接道するように説明なりしてもらわないと、審議できないと思うんですけどね、よろしくお願いします。了解。

○会長（小倉和夫君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ほかにないようですので、採決をいたします。

まず、4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

6月の18日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人の奥さんである さんより話を聞いてきました。去年まではですね、作付けしてたんですけども、旦那さんがちょっと病気だということで、今年から作付けができないということで、貸してあるんですけども、3割ほど貸してですね、まだ7割ほど残っていると。それを考えたとき、有効活用じゃないんですけども、どうしようかというときに、 に相談したところですね、 の会社を紹介されて、合意に至ったということでありました。現地のほうですね、きれいに管理してありました。許可相当と判断してきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の12ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、同意書、印鑑証明書等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農振農用地ではありますが、盛土をして小麦を作付けするための農地改良で、期間が9カ月の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

やはり、同じく6月の18日にですね、最適化推進委員の小川さんと2人でですね、譲渡人の、大勢いるんですけども、 さんに話を聞いてきました。 さんの場合にはですね、ほんの一部といたしますかね、全部で96㎡なんですけれども、皆さんが承諾するんじゃ

取り残されちゃうというようなことで、承諾してると。そして、それからですね、ほかの人に関しては、区長さんからも話を聞いたんですが、の区長さん、さんからも話を聞きましてですね、ほかの、上からさん、さん、さんはなんですけれども、住まいはその申請地のすぐ右にあるんですけれども、空き家でに住んでいるんですけれども、皆さんに関してはですね、この申請地の上に搬入路ってありますけれども、それが1回埋立てが済んであるところでありまして、これは第2期工事じゃないですけれども、これを続けてやるというようなことで。

それで、1つ忘れちゃったけれども、議案書の中でですね、議案書の中の下から3番目のさんってありますね。さんのは、これ該当するんですけれども、その下は位置図の太枠の中に地番がないんですけれども、これは先ほど言った搬入路の上で埋立てが済んでる土地でありまして、ですから、この申請の太枠の位置図に該当するのは、さんのまで、上からまでの土地が該当するんですけれども、の区長さんに聞いたところですね、もう、1回その上のほうは、上っていか、下っていいですかね、地図で。それはもう埋立てが済んでて、皆さん了解してると。皆さん、ここの近所でもありますね。この申請地の近所でもあります皆さん納得してると、合意してるとというような話であります。許可相当と。それから、先ほど小麦って言いましたけれども、何かさんが小麦作るんだというようなことです。許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

先ほどの説明は、今の申請地はいいですけれども、この搬入路の件なんですけれども、これは既にできてるところなんですけれども、今回に関してのこの農転というのは、そういう手続きはどうなってるんですか、搬入路ね。

○事務局（正能 光君） これ、筆が細かく分かれてるんです。何番地のうち何平米ということで、ここに記載はしてないんですけれども、申請の中には全て筆は入ってございます。この搬入路、これも地番はありまして、記載だけしてない状態でございます。

○2番（江川芳夫君） いやね、そういうことだから、黒枠だけしか申請地内だと思ったから。だから、搬入路もこの、それにしちゃこの議案書の番号いっぱいあって、多いなと思ったん

ですけれども、これが搬入路の中にくっ付くことですね。

○事務局（正能 光君） そうです、そうです。

○2番（江川芳夫君） それを書かなくちゃ……

○事務局（正能 光君） そうですね、すいません。実際に埋めるのはこの太枠で、この搬入路は、この細かいところですね。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。いかがでしょうか。

（「よろしいですか」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい。

○推進委員（小川達夫君） 先ほどの件ですけれども、新井さんと一緒に確認に行った推進委員の小川です。

先ほど新井さんの説明の中で、 さんの 、ここまでが今回のこの太枠の対象で、それ以降、 さん、 さん、 さん、こちらのほうについては、既に昨年度のこの搬入路の上の土地の、もう既に済んでしまった土地です。ですので、この搬入路、書いてありますけれども、実際、現地調査しますと、搬入路には鉄板が敷いてありまして、そこに搬入しているところがありますけれども、既にもう第1工期で埋立てをしてきてしまったと。この太枠のところだけが埋立てが終わってなくて、残ってる場所なんです。ですので、搬入路はそのまま使って、今回の第2期工事に入るということではないかと思っております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか。

○事務局（正能 光君） すいません。搬入路のところはですね、全部で15筆ございます。

ここが説明不足で、すいませんでした。分かるように、今度ですね、記載したいと思います。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 本来であればね、前回の工事が終わったら、原状復帰して、直して、それからもう一度やるというのが本筋だよね。ただ、このところ、せっかくあるんだから使ってやるということで、原状復帰しないでね、現状のまま黙認をしたと、そういうことでしょ。

○事務局（正能 光君） そういうことです。効率性のほうを考慮して、やりました。

○14番（関口豊光君） 使用貸借で、9か月の範囲内になっているんですよね。

○事務局（正能 光君） そうです、そうです。

○14番（関口豊光君） 範囲内であれば、かまわないんですよね。

○事務局（正能 光君） でも、本来であれば、完了が上がってくるには、鉄板も片づけて、それから重機も片づけて、何にもない状態で、もう完成形で写真を撮って上げてくるのが本来なんです。でも、その次の工事がありますので、鉄板はもうそのままということで、そこはそのままやっています。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番及び9番の原道地区の案件について、関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） 5条の8番、9番は譲受人が同一で、転用目的も同一でございますので、一括にてご説明いたします。

それでは、位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-8、5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

6月の17日、松村推進委員と譲受人の代理であります さんと、3人で現地調査を行ってまいりました。皆さん後継者がいないということと、あと周辺に住宅が少ないため、周辺に影響がない工事ができますということでおっしゃっていらっしゃいました。有効活用を考え、太陽光発電設備を計画していらっしゃいます。

399番の1から402番の2、この土地に関しましては道路との高低差があるため、盛土をす

るとおっしゃってました。405番の1から411番の1に関しましては、道路との

高低差がないため整地のみとおっしゃってました。両方の土地ともシートを張らないということでしたので、草の管理に関してちょっと気になりましたので、お話を伺いましたら、1か月から2か月に一度、見回りを必ずしますので、その点をご心配は要りませんとおっしゃってました。擁壁工事に関しましては、高さ1,500ミリのフェンスを建てるとおっしゃってました。問題なしと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分3筆、面積2,511㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしく願いたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるかのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、農地中間管理機構による届出について10件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりでございます。

続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、市街化調整区域の農地転用の届出について8件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出25件で、内容は資料のとおりでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（大熊和夫君） 小倉会長には長時間にわたり議事の進行、大変ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

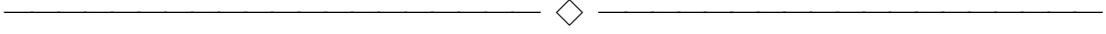
○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和2年第6回加須市農業委員会総会を閉会いたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございました。

閉会 午後 2時20分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年6月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 佐久間 尉 匡

署名委員 松 村 文 夫